

議員全員協議会会議録

平成27年12月15日

宮 古 市 議 会

平成27年12月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(12月15日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
説明事項(2)	7
閉 会	9

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年12月15日（火曜日） 午前9時
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）災害公営住宅使用料の算定誤りについて
- （2）その他

出席議員（25名）

1 番 今 村 正 君
 4 番 佐々木 清 明 君
 6 番 鳥 居 晋 君
 8 番 伊 藤 清 君
 10 番 北 村 進 君
 12 番 須賀原 千エ子 君
 14 番 橋 本 久 夫 君
 16 番 工 藤 小 百 合 君
 18 番 長 門 孝 則 君
 20 番 落 合 久 三 君
 22 番 松 本 尚 美 君
 26 番 田 中 尚 君
 28 番 前 川 昌 登 君

2 番 小 島 直 也 君
 5 番 白 石 雅 一 君
 7 番 中 島 清 吾 君
 9 番 内 舘 勝 則 君
 11 番 佐々木 重 勝 君
 13 番 高 橋 秀 正 君
 15 番 古 舘 章 秀 君
 17 番 坂 本 悦 夫 君
 19 番 佐々木 勝 君
 21 番 竹 花 邦 彦 君
 24 番 茂 市 敏 之 君
 27 番 加 藤 俊 郎 君

欠席議員（3名）

3 番 近 藤 和 也 君
 25 番 藤 原 光 昭 君

23 番 坂 下 正 明 君

説明のための出席者

説明事項（1）

市 長 山 本 正 徳 君
 総 務 部 長 佐 藤 廣 昭 君
 建 築 住 宅 課 長 松 下 寛 君
 建 築 住 宅 課 災 害 公 営 和 美 邦 彦 君
 住 宅 室 長
 建 築 住 宅 課 主 任 小 林 康 弘 君

副 市 長 山 口 公 正 君
 都 市 整 備 部 長 高 峯 聡 一 郎 君
 建 築 住 宅 課 主 査 中 西 秀 彦 君
 建 築 住 宅 課 主 査 田 中 慎 也 君

説明事項（2）

市 長 山 本 正 徳 君
 総 務 部 長 佐 藤 廣 昭 君
 企 画 課 長 伊 藤 孝 雄 君

副 市 長 山 口 公 正 君
 企 画 部 長 山 崎 政 典 君
 企 画 課 副 主 幹 西 村 泰 弘 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 上 居 勝 弘
 主 査 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午前 9時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は23名でございます。会議は成立しております。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 災害公営住宅使用料の算定誤りについて

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、災害公営住宅使用料の算定誤りについて、説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。災害公営住宅の住宅使用料の算定の誤りについてご報告をさせていただきます。

本事案の概要でございますが、平成28年度の災害公営住宅家賃を決定するため、収入を確認する作業を行っていたところ、平成26年度及び平成27年度災害公営住宅使用料につきまして、雑損失の繰越控除及び各種控除の運用ミスにより、家賃算定に誤りがあることが判明をいたしました。

このことによる平成26年度及び平成27年度の災害公営住宅家賃の影響額は、延べ86件、663万5,230円であり、その内訳は、過大に徴収した家賃が延べ83件、656万5,110円、過小額が3件、7万120円ございました。

過大に徴収した家賃は還付を行うこととし、住宅使用料の訂正が必要な方に対しまして、個別に訪問し謝罪のうえ、12月分から正しく算定した家賃で納付いただくよう説明をしております。

今後は、事務執行にあたり関係法令の正しい運用と、複数職員によるチェックを徹底させ、作業内容及び進捗状況が確認できるような確認体制を執り、再発防止に取り組んでまいります。

このような事案が生じたことは、まことに遺憾であり、対象となる災害公営住宅入居者の皆様に対し、心より深くお詫びを申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

なお、詳細につきましては、担当課長の方より説明をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） それでは、災害公営住宅使用料の算定誤りについて、ご説明いたします。

お手元の災害公営住宅の使用料の算定誤りについての資料の1ページ目をお開き願います。

一番上にあります図が家賃の算定方法の概略図でございます。家賃につきましては、ここで言います収入基準月額を算出して決定することとしております。家賃決定の基となる収入基準月額につきましては、総所得から一定の控除を行なった数値を12で割って、それを公営住宅制度上の政令月収として、その月収に応じて家賃が決定されることになっているところでございます。また、雑損失の繰越額がある場合は、これを総所得から控除することとされておりまして、これを控除した後の金額を所得金額といたします。その所得金額からさらに、それぞれ同居又は扶養親族がいれば一人につき38万円、あるいは70歳以上の控除配偶者、年間所得が38万円以下であること等であれば10万、それから16歳以上23歳未満で所得が38万円以下の扶養親族がいれば一人につき25万、障害者がいればその障害の程度によりまして一人につき27万円又は40万円、それから寡婦につきましては27万円が所得金額から控除されることとなります。このように、総所得から雑損失の繰越控除を控除し、さらに各種控除を行った額を12で割った額を収入基準月額として、これにより家賃を算定しているところでございます。

今回の事案におきましては、その所得から雑損失の繰越控除を行わなかったために、雑損失の繰越控除があ

る入居者の方の所得金額が本来より高く設定され、家賃を高く算定してしまったということでございます。また、各種控除の運用ミスにより本来より高い額を算定していた例、これが12件、27万3,570円でございます。それから、本来家賃より低い額を算定していた例、これが3件の7万120円ございました。

2の現在までに判明した状況でございますけども、災害公営住宅家賃の平成26年度及び27年度の算定につきまして、雑損失繰越控除適用と各種控除の運用誤りによる影響額は、ここの表の右欄に記載されておりますけれども、86件、663万5,230円でございます。この内訳といたしまして、過小算定分、これにつきましては、控除誤りによる過小算定が3件、7万120円でございます。過大算定分につきましては、83件、656万5,110円でございます。この過大算定83件、656万5,110円のうち、雑損失の繰越控除による誤りが71件、629万1,540円、それからその他控除の誤りが12件、27万3,570円でございます。再度になりますが、本来家賃より過大に算定して徴収していたことによる正規家賃との差額、2箇年度で延べ83件、これは実質件数で言えば68世帯になります。11団地、656万5,110円でございます。団地ごとの件数といたしましては、高浜が11件、近内が26件、赤前が7件、崎山が3件、和見が3件、日の出町が7件、西ヶ丘が5件、重茂が2件、西町が8件、黒田町が5件、津軽石が6件、合計11団地、83件、656万5,110円となります。過大徴収額で最大額としては、和美団地にお住まいの方の38万4,860円となっております。なお、平成28年度の家賃につきましては、雑損失控除及び各種控除を正しく運用いたしまして、適正な家賃算定をしているところでございます。

3の今後の対応でございますが、過小算定家賃については、入居者の方が市から通知した額を適正に納付しており、額の正誤を疑う余地はなかったことから、入居者の方に瑕疵はないと判断いたしまして、追加納付を求めることは行いません。過大算定した家賃につきましては、その差額を還付することといたします。今回、過大徴収及び過小徴収が判明した方々につきましては、12月分から正しい家賃に変更いたします。これにつきましては、個別に訪問いたしまして謝罪の上、今回の訂正内容を説明いたしまして、正当な家賃を納付していただくようお願いしたいと思います。なお、繰越控除に係る家賃算定の取り扱いにつきましては、一般の市営住宅の家賃算定にも適用となりますので、過年度に遡り、調査を行っております。また、各種控除の運用状況も合わせて調査をしております。

2ページをお開き願います。4、算定誤りの原因でございますが、担当職員が雑損失控除の取り扱い、それから各種控除額の定義を誤って認識していたことによるものでございます。災害公営住宅の家賃決定にあたりましては、市営住宅家賃決定方法を基本に相互チェックをしておりましたが、チェック体制が不備だったということでございます。平成28年度の家賃決定にあたりまして、収入を確認する作業を行っていたところ、所得証明書に雑損失の繰越控除が記載されており、これを所得から控除すべきではないかとの疑義が生じたため、平成26年度及び平成27年度の災害公営住宅の家賃の決定状況を確認いたしました。その結果、雑損失の繰越控除がなされていなかったことから、この取り扱いにつきまして岩手県に照会したところ、算定の誤りであるという見解が示されたものでございます。この雑損失の繰越控除は所得税におきまして、災害等で大きな損失があり、損失のあった年度の雑損控除だけでは控除しきれない方に認められるものであり、東日本大震災津波で住宅を失うなどした被災者の方で控除が発生しているケースが多くあったことから発見に至ったものでございます。また、諸控除の運用につきましても、法令等の確認と担当者相互の確認を確実に行えば誤りを防げたものと思っております。担当者をはじめとする誰かが疑問に思い、法令等を確認、他団体への照会を行うなどの対応をしていれば、正しい算定方法とすることができたと思われますが、そのような対応をせず、事務を行ってきたことが原因であり、誠に申し訳なく思っております。

再発防止につきましては、新規申し込みの受付から家賃決定の一連の事務につきまして、指定管理者、そして市職員の複数担当者によるチェックを行い、チェックシートの活用による確認を行うことといたします。各作業におきまして、指定管理者を含めた複数回の確認を実施いたしまして、その作業内容、確認者等が分かる、どのような作業を入力したか、そして、その作業は正しかったか、そういうことが確認できるよう、そして、いつ、誰が、どういう作業をしたか、確認できるようなチェックシートを作成いたしまして、事務を担当している者以外の者であっても作業内容、それから進捗状況が確認できる体制に改めるものでございます。また、家賃算定担当者あるいは経験者、複数で家賃算定に関連する通知や解説をもう一度確認いたします。また、さらに疑義が生じた場合には、岩手県あるいは国土交通省等へ照会を行うこととしたいと思います。

3 ページ目をお開き願います。1 ページ目の一番上の概略図でご説明いたしました家賃の算定方法でございます。この中で、雑損失の繰越控除というものがございしますが、これにつきましては災害、盗難、横領等により資産が災害を受けたときに、その年だけで控除できない金額につきましては、翌年以降に繰り越して控除することができるというものでございまして、通常は3年なんですけれども、東日本大震災によります損害につきましては、特例で5年間の繰越控除ができるということになっております。それを今回ここで控除しなかったというものでございます。それぞれ、このようにして収入基準月額を定め、それに基づきまして、下の段にあります家賃例というところで家賃を決定するというものでございます。

4 ページをお開き願います。ここに掲げております数字につきましては、実際例ではございませんで、想定 of 数字で掲げておりますけれども、雑損失の繰越控除を行わなかった例ということで事例1を載せております。本来であれば、総所得金額300万円から雑損失の繰越控除500万円を引いて、さらに各種控除を引いて、それを12で割って収入基準月額を出して、それでもって家賃を決定するというものでございますが、この例でいきまして、雑損控除を行わなかったために、収入分位が3で33,500円の家賃に決定されておりますが、本来、正しくは雑損控除500万円をやれば、その時点で収入基準月額が0円になりまして、一番安い家賃の7,800円で決定されるというところでございますが、これを雑損失を行わないで家賃を算定したために、33,500円高い収入分位に決定された例でございます。それから、事例2と事例3につきましては、各種控除のそれぞれ老人控除、特定扶養についての誤りの例でございます。

以上が、災害公営住宅使用料の算定の誤りについての説明でございます。家賃算定に誤りがありまして、対象の皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたことを、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件については、あらかじめ建設常任委員会で説明を受けておりますが、質疑があれば挙手願います。
田中議員。

○26番（田中 尚君） 今回の全員協議会の通知をいただきますと建設常任委員会委員長の判断でということがございました。そこで、建設常任委員会に事前にこの問題については説明、報告をしていると判断しますが、建設常任委員会との質疑の重複を避ける意味でですね、建設常任委員会では説明を受けて、どういうふうな部分の質疑をやりとりして、その結果、全員協議会が必要だというふうに判断したのかですね、その辺のところを委員長からご説明いただきます。

○議長（前川昌登君） 高橋建設常任委員会委員長。

○建設常任委員会委員長（高橋秀正君） 先日の建設常任委員会で、この件については先ほどの説明のとおりありました。最初に、県がそういう問題があるという発表があったわけですが、その後、各市でありました。そこ

で私たちは、我々7人だけが聞くのではなく、全員にやっぱりこれはお知らせをし、市民の負託に対して我々は説明する責任もあるのだということを思いまして、皆さんにお知らせするべきだという判断をしたところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） そうしますと高橋委員長の報告によりますと、特に建設常任委員会では、いわば聞き置く程度というふうなかたちになったと理解をいたします。

〔発言する者あり〕

○26番（田中 尚君） ですから、私は建設常任委員会での質疑と全協との質疑が重複しないように、そこはしっかり報告してほしいということだったんです。そこがなかったんです。

〔高橋建設常任委員会委員長「了解」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 高橋委員長。

○建設常任委員会委員長（高橋秀正君） 皆さんに説明するというはその通りなんですが、再発防止はどうすんだという話がございます、二度三度、各職員がチェックするという体制を了としたところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 再発防止策については、了としたというふうな委員長の報告でございますが、そこで結果的には重複することになると思うんですが、この雑損失の控除をしなかったというのは、これはある意味考えられることであります。しかし、それ以外のですね、各種控除の適用にあたってはですね、これは昨日今日やっている事務ではないわけですよ、この災害公営住宅という住宅の入居に伴って、新たに所得から控除する場合に雑損失を処理していなかった。これは当該者100%やっていなかったという意味なのか、それとも雑損失をしたケースもあるけども、一部漏れたケースもあるということなのか、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 雑損失の繰越控除につきましては、全て控除をしておりますでした。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 多分そうだろうと思います。しかし、私はこれはですね、ある意味あり得るのかなと、つまり認めるということではありませんがね、問題は次のですね、各種控除の判断ですよ。これは初歩的なミスだと思うんですが、そもそもこういう誤りに気付かなかった原因は何だったのか。つまり、担当する職員がそういう知識を持ち合わせていなかったということなのか、あるいは指定管理者に管理を委ねたためにですよ、私の理解では家賃収入認定は市が行う、その上で日常の管理は指定管理者という説明を受けておったので、これは100%純粋に市の職員のミスと思うんですが、しかし、新聞報道を見ますとですね、岩手県においても誤りがあったということになりますと、これはいわゆる誤り症候群と言いますか、本来事務を担当する職員の皆さん方がそういうふうな知識が理解できていなかったと、これは県も含めてですよ、というふうに理解して良いのかしら。つまり、これは私が聞いたところではですよ、内部で判明したんじゃないで、上の方から、県が誤りに気が付いて沿岸の各市町村、災害公営住宅はいずれも大震災で被害を受けた地域に限定されますので、そこにだけ言わば過ちが生じた。しかし、一方におきましては一般の公営住宅についてもですよ、こういう控除の過ちがあるっていうことは今後も出てくるのかなと、そこで今調査をかけているということなんですが、これはいつ頃お分かりになるのかしら。後段の方は。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 現在、過年度に遡りまして1年度ずつ、それぞれ当時出された書類あるいはその他の書類を整理してチェックしているところでございまして、年明けて2月頃になろうかと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 後段の方を特に強調したのであれですけども、こういう誤りが気が付いたというのは何が原因ですか。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 平成28年度の家賃を算定するにあたりまして、今までやってきたことが正しかったかどうかというのも合わせて、確認をいたしました。その中で、この雑損失の繰越控除、正直申し上げまして中々目にすることがない事例でありましたので、それについてどうするのかというところで、課内で話を持ちました。担当職員からは、これは所得税法におけるものなので、それなりの取り扱いをして所得から控除すべきではないかという意見も出ました。それらをいろいろ比べながら、正しくなさせているかというところをチェックしてまいりまして、雑損失については、結果として26年度、27年度の家賃で控除されていなかったもので、これについて岩手県に問い合わせをしたというものでございます。他につきましても、家賃決定について誤りがないかどうかチェックしているところで、ミスをしているというところが分かったというものでございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 還付の方法なんですけども、ちょっと細かいことなんですけども、本当は説明してほしかったんですけども、27年度分の560万円、これは歳入の方から還付できるんですけども、26年度分は決算が終わってるんで、補正予算に計上して還付するということになるのかなと思いますけども、その26年度分の還付の方法をお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松下建築住宅課長。

○建築住宅課長（松下 寛君） 27年度分については、ご指摘のとおり歳入からの還付でございます。26年度につきましては、現在、既定予算を使って、これでもって還付事務を行うと考えております。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 既定予算があるんですか。若干、還付の内容、趣旨が違うと思うんですよ。普通であれば既定予算があって、流用するなり、科目を設定するなりして、還付をするんですけども、その辺は大丈夫ですかね、既定予算があるからその中から還付するというのはどうなんですかね。本来であれば、ちゃんと補正予算に計上して還付するというのが普通だと思うんですけどもね。その辺を検討してみてください。

○議長（前川昌登君） 他に質疑はございますか。なければ、この件については、これで終わりたいと思います。説明員の入れ替えを行います。

○

説明事項（２） その他

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、市長よりＪＲ山田線の事故に関して、発言の申し出がありますので、これを許可します。山本市長。

○市長（山本正徳君） ＪＲ山田線の現在の状況について、ご報告をさせていただきたいと思います。

新聞報道等でご案内のとおり、去る12月11日、金曜日、午後7時半頃、山田線の松草平津戸間で宮古発盛

岡行きの上り列車が線路上の土砂に乗り上げて脱線する事故が発生をいたしております。

翌日、現場を確認してまいりました。約 40m にわたって土砂が崩落し、乗り上げた列車が大きく傾いている状況でございました。

事故の詳しい状況や復旧の予定等につきましては、まだ連絡をいただいております。現在、宮古川内間、盛岡上米内間で運行が再開をされてございます。

朝夕の時間帯につきましては、ほぼ通常通りのダイヤで運行がされており、通学、通勤の方々の足は確保されている状況となっております。

また、宮古盛岡間につきましては、106 急行バスへの振替輸送が行われておりまして、必要に応じてバスの増発が行われている状況でございます。

部分運行や振替輸送により、当面の市民の足は確保されている状況ではございますが、今後、不通区間の一日も早い復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、現時点の運行状況等につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） それでは資料に基づきまして、現在の状況につきまして説明させていただきたいと思います。お手元の資料をご覧くださいと思います。

J R 山田線の宮古盛岡間の状況についてでございますけれども、事故の状況につきましては、市長が申し上げたとおりでございます。

運行再開の状況でございますけれども、12 月 12 日、事故の翌日の夕方からということになりますけれども、宮古川内間で 1 往復運行しております。18 時 10 分宮古発、19 時 11 分川内着ということで、さらに 20 時 40 分川内発、21 時 35 分宮古着ということで運行されております。

その翌日、13 日、日曜日からは、宮古川内間で 6.5 往復の運行がされております。また、盛岡方になりますけれども、こちらの方は盛岡と上米内間の折り返し運行ということで行っている状況でございます。

最終ページにダイヤ表が載せてございますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

まず、上段の方は宮古盛岡上りのダイヤということになりますけれども、上段の表が事故前のダイヤということになります。その下が事故後のダイヤということでございます。事故前は宮古川内間 8 便ということでしたけれども、事故後、7 便の運行を確保している状況でございます。下の表が盛岡から宮古下りのダイヤということで、それぞれ事故前、事故後、ダイヤを載せてございますので、併せてご覧いただきたいと思います。この網掛け部分につきましては、事故前ダイヤと事故後ダイヤで変更が生じている部分でございますけれども、まず、事故前のダイヤ、若干少なくなっておりますけれども、ほぼ確保している状況となっております。

また、最初のページにお戻りいただきまして、振替輸送の状況としております。

不通区間につきましては、12 月 12 日、土曜日から 106 急行バスにより振替輸送を実施しております。最寄りの駅で定期券や乗車券を提示して、振替票をもらって J R の料金で乗車していただいているという状況になってございます。

あと、付け加えさせていただきますけれども、朝の新聞報道にも出ておりますけれども、J R によりますと崩壊現場の上方に 3 箇所のクラックが発見されている状況でございます。このクラックにつきまして、簡易計測器のデータで確認しておりますけれども、進行性があるというふうに推定されておりますので、現在、崩落現場周辺の作業は中断している状況でございます。このクラックの詳細な計測を行うために、ボーリング調査など今

後もさらに詳細な調査を行いまして、その結果を踏まえまして今後の復旧計画を検討していくというふうに向
っているところでございます。引き続き、復旧に向けた調査や作業は続けてまいりますということでＪＲから
お聞きしておりますので、併せてご報告いたします。以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何か質疑があれば挙手願います。
ないようですので、この件については、これで終わります。

閉 会

○議長（前川昌登君） その他、皆さまから何もなければ、これをもって議員全員協議会を終わります。
ご苦労さまでした。

午前 ９時３３分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登